

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、報告といたします。

○蒲生光男議長 本日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、配付しております議事日程第4号をもって進めます。

それでは、直ちに本日の会議に入ります。

日程第1 議案第55号 長井市市税条例の一部を改正する条例の制定について外6件

○蒲生光男議長 日程第1、議案第55号 長井市市税条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第7、議案第58号 平成23年度長井市水道事業会計補正予算第1号までの7件を一括議題といたします。

本案は、今般の東日本大震災による被害が未曾有のものであることにかんがみ、現行税制をそのまま適用することが被害納税者の実態等に照らし適当でないと考えられるもの等について、緊急の対応として、個人住民税における雑損控除の特例、住宅ローン減税の適用の特例及び固定資産税、都市計画税における被災住宅用地の特例など、所要の措置を講じた地方税法の一部改正を受け、市税条例の一部を改正するため提案されたものであります。

審査に際し、税務課長からは、今回の改正事項について具体的な説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、被災者が長井市民になりたいといった場合の課税の問題について質疑がなされ、税務課長からは、福島県からの被災者がとりわけ多いが、長井税務署には被災者の状況を頻繁に把握している部署があり、被災者を福島県内のどこの税務署で管轄するかが重要であり、当該の税務署との連携をとられているので、今後とも税務署とは綿密な連携をとりながら、平成24年1月1日に長井市に住所のある方については、地方税法の定めにより、粛々と処理していくとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、この改正は県や国の指示によるものかとの質疑があり、税務課長からは、4月27日付で総務大臣から各都道府県に指示があり、これを受けての改正である。附則にあるように、本改正の適用も国と同様の4月27日に行っているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、被災地では地盤沈下等が発生し、土地の価値が下がることにもなるが、税法上の対応はどうなるものかとの質疑がなされ、税務課長からは、津波で被災のあった土地については、23年度分は課税しないことになっている。また、固定資産税、都市計画税についての軽減は、家が津波でなくなったとしても、

+

総務常任委員会審査報告

○蒲生光男議長 初めに、総務常任委員会の審査の報告を求めます。

我妻 昇総務常任委員長。

(我妻 昇総務常任委員長登壇)

○我妻 昇総務常任委員長 おはようございます。

平成23年第4回市議会定例会において総務常任委員会に付託になりました議案1件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る6月17日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査をいたしております。

それでは、議案第55号 長井市市税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

家があったものとしての課税軽減になるという改正であるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、滅失登記が行われた場合、土地は更地になるわけだが、建物が建った状態と更地になった状態では土地の固定資産の評価は違ってくるのではないかとの質疑がなされ、税務課長からは、一つは、固定資産税を課税する場合は建物の登記があるなしは全く関係ない。登記は第三者に対して対抗するものであり、一般に、建物があっても登記申請をしないものがたくさんある。市では滅失の届け出をしていただけ手だてをとっている。また、住宅が建った場合の土地の固定資産税額を算出する場合と、そこに住宅がなくなった場合では、全然違う評価になる。事例として、小規模住宅用地200平米、60.6坪以下の場合には6分の1の軽減された税額となる。仮に60坪以下の土地に建っていた住宅がなくなった場合は適用が外れるので、長井市では住宅がないものとして課税しているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○蒲生光男議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第1、議案第55号 長井市市税条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

日程第1、議案第55号 長井市市税条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ござ

いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

文教常任委員会審査報告

○蒲生光男議長 次に、文教常任委員会の審査の報告を求めます。

高橋孝夫文教常任委員長。

(高橋孝夫文教常任委員長登壇)

○高橋孝夫文教常任委員長 おはようございます。

平成23年第4回市議会定例会において文教常任委員会に付託になりました議案2件について、審査いたしました経過と結果についてご報告を申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る6月20日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査いたしました。

なお、審査に際し、事前に現地踏査を行ったところです。

それでは、議案第53号 致芳小学校校舎耐震補強・附帯改修工事(建築工事)請負契約の締結についてご説明を申し上げます。

本案は、長井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事の請負契約を締結するため提案されたものです。

審査に際し、管理課長からは、同時に行う機械設備工事、電気設備工事についても、契約金額、相手方などの報告を受けました。

質疑に入り、委員からは、従前から学校の設備に関しての更新、改修の申し入れがPTAや教職員などからあったと思うが、今回の附帯改修工事においてはそのことを勘案したのかとの